

河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付規程

(目的)

第1条 この規程は、経済的理由により修学が困難であった者に対して給付金を給付することにより、有為な人材の育成及び将来の担い手となる若者の町内定着の促進を目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 親族 生計を同一にしている父母又は祖父母等をいう。

(2) 大学等 次に掲げる日本国内に所在する高等教育機関をいう。

ア 大学

イ 高等専門学校（本科及び専攻科）

ウ 短期大学

エ 専修学校専門課程

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、町長の定める予算の範囲内において、大学等入学から卒業までに負担した入学料、授業料、居住費、研修費及びその他大学に支払った経費の合計の3分の1以内の額とし、1人あたり100万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 給付回数は、1人1回のみとする。大学等を卒業後、異なる大学等に進学した場合においても同様とする。

4 第1項の規定にかかわらず、他の奨学金返還支援事業等の申請をしている者又は認定を受けている者の給付金の額は、他の奨学金返還支援事業等の返還支援見込額を加算したときに、貸与奨学金の額以上とならない額を限度とする。

(給付候補者の要件)

第4条 給付の候補となる者（以下「給付候補者」という。）は、大学等の最終学年に在学し、その年度内に卒業する見込みの者、かつ、大学等を卒業後3年間以上河北町に住所を有する見込みの者で、次の各号のいずれにも該当し、第6条の規定による認定を受けた者とする。

(1) 河北町立小学校若しくは中学校を卒業した者又は申請する日の1年以前より親

族が河北町に住所を有している者

- (2) 日本学生支援機構による給付型奨学金を受給している者又は受給していた者
- (3) 給付候補者及び親族が町税等を滞納していない者

(給付候補者の認定申請)

第5条 給付候補者の認定を受けようとする者は、河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付候補者認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 大学等の卒業見込証明書
- (2) 給付候補者の認定を受けようとする者の住民票の写し
- (3) 河北町立小学校若しくは中学校の卒業証書若しくは卒業証明書の写し又は親族の住民票謄本の写し
- (4) 日本学生支援機構の奨学金給付証明書の写し
- (5) 日本学生支援機構等の奨学金貸与証明書の写し(奨学金の貸与を受けている者に限る)
- (6) 大学等入学から現在まで負担した入学料、授業料、居住費、研修費及びその他大学に支払った経費がわかるもの
- (7) その他町長が必要と認める書類

(給付候補者の認定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、河北町教育委員会に諮り、その内容を審査し、適正と認めるときは、給付候補者として認定し、河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付候補者認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 前項の審査により給付候補者として認定しないときは、申請者に対し河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付候補者不認定通知書(様式第3号)を通知するものとする。

(給付候補者認定後の手続き)

第7条 前条の規定により給付候補者として認定を受けた者は、別表に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(給付候補者の認定の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当したときは、給付候補者の認定を取り消すものとする。

- (1) 給付候補者が認定を受けた年度内に大学等を卒業しなかった場合
- (2) 大学等を卒業後、3か月以内に河北町に住所を有さない場合
- (3) 大学等を卒業後、3か月以内に河北町に住所を有した後、河北町外に住所を有した場合
- (4) 前条及び第10条第2項に規定する手続きに必要な提出書類が提出期限を過ぎても提出されず、提出の求めにも応じなかった場合
- (5) その他町長が認める場合

2 前項第2号及び第3号の規定にかかわらず、給付候補者が大学等卒業後、就業先の都合等により河北町に住所を有することができない期間があると認められる場合は、次条の規定による申請により、認定取消しを猶予することができる。

(給付候補者の認定取消しの猶予申請)

第9条 給付候補者の認定取消しの猶予を受けようとする者は、河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付候補者認定取消猶予申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。なお、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

- (1) 給付候補者の就業条件等証明書(様式第5号)
- (2) 住民票の写し
- (3) その他町長が認める書類

(給付候補者の認定取消しの猶予の決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、河北町教育委員会に諮り、その内容を審査し、適正と認めるときは、給付候補者の認定取消しの猶予を承認し、河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付候補者認定取消猶予承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 前項の規定により給付候補者の認定取消しの猶予が承認された者が河北町内に住所を有した場合は、1か月以内に住民票の写しを町長に提出するものとする。

(給付対象者の要件)

第11条 給付の対象となる者(以下、「給付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当し、第13条の規定による認定を受けた者とする。

- (1) 第4条の規定による給付候補者であること
- (2) 第7条の規定における必要な手続きを全て行っていること
- (3) 大学等を卒業した日から3か月以内に河北町に住所を有し、かつ、河北町に住所

を有した期間が通算して3年経過した者

- (4) 次条に規定する給付対象者の認定申請をしようとする日の属する年度の末日において35歳以下である者

(給付対象者の認定申請)

第12条 給付対象者の認定を受けようとする者は、河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付対象者認定申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、前条第3号の要件を満たした日から3か月以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票(前条第3号の要件を満たすこととなった日以後に取得したものに限る)の写し

- (2) その他町長が必要と認める書類

(給付対象者の認定)

第13条 町長は、前条の規定による申請書があった場合は、河北町教育委員会に諮り、その内容を審査し、適正と認めるときは、給付対象者として認定し、河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付対象者認定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

- 2 前項の審査により給付候補者として認定しないときは、申請者に対し河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付対象者不認定通知書(様式第9号)を通知するものとする。

(給付金の交付の申請)

第14条 給付対象者の認定を受けた者で給付金の交付を受けようとする者は、河北町人材育成若者定着促進事業給付金交付申請書兼請求書(様式第10号)を河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付対象者認定通知書(様式第8号)に記載された日までに町長に提出しなければならない。

(給付金の交付の決定)

第15条 町長は、前条の規定による申請兼請求があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、給付金の交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

(給付の方法)

第16条 給付金は、申請者本人名義の指定された口座に振り込むものとする。

(給付金の返還)

第17条 給付金の給付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、受給した給付金の全額若しくは一部を町に返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請により給付金を受給したとき
 - (2) その他町長が適当でないと認めるとき
- (補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 第4条第1項第2号について、令和7年度においては、「申請年度における日本学生支援機構による給付型奨学金の奨学生である者」には、世帯の状況を勘案し、給付型奨学金の奨学生相当の者も含むこととする。この場合、給付候補者の認定申請の際には、第5条に掲げる書類に加え、親族全員の所得証明書を提出しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第 7 条関係）

給付候補者認定後の手続き

事由	提出期限	提出書類
連絡先や住所、卒業年月等に変更があった場合	変更が生じてから 1 か月以内	ア 状況報告書（様式第 1 1 号）
居住開始年度（1 年目）	居住後 3 か月以内	ア 状況報告書 イ 住民票又はその写し ウ 大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し エ 給付候補者認定申請後から卒業までに負担した入学料、授業料、居住費、研修費及びその他大学に支払った経費がわかるもの
居住開始から 2 年目及び 3 年目	毎年 9 月 3 0 日まで	ア 状況報告書（様式第 1 1 号）
給付候補者の認定取消の猶予期間中	毎年 9 月 3 0 日まで	ア 状況報告書（様式第 1 1 号）
辞退する場合		ア 認定辞退申請書（様式第 1 2 号） イ 身分証明書の写し

年 月 日

河北町長 様

河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付候補者認定申請書

河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付規程第 5 条の規定により、関係書類を添付して申請します。

申請者	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	性別 ☐ 男 ☐ 女
	住所	〒 ☐ 自宅（実家）通学 ☐ 自宅（実家）外通学	
	電話番号		
	メールアドレス		
町立小・中学校卒業年月 (町立小・中学校の卒業生の場合)		河北町立 小学校： 年 3 月卒業 河北町立河北中学校 : 年 3 月卒業	
在籍大学等	名称		
	所在都道府県		
	学部		
	学科		
	学年	第 学年	
	卒業予定年月	年 月卒業予定	
奨学金の種類	☐ 日本学生支援機構給付型奨学金 月額 円		
	☐ 日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）月額 円		
	☐ 日本学生支援機構第一種奨学金（有利子）月額 円		
	☐ 河北町育英会		
	☐ その他（ ） 円		
	給付・貸与期間	年 月～ 年 月まで	

家族連絡先	ふりがな		
	氏名		
	住所	〒	
	電話番号		
やまがた就職促進奨学金返還支援事業の申請状況		☐ 未申請 ☐ 申請中 ☐ 認定済	
給付希望額	①大学等入学から現在までに負担した金額 入学料 円 授業料 円 居住費 円 研修費 円 その他（ ） 円 ②これから負担する金額（見込） 入学料 円 授業料 円 居住費 円 研修費 円 その他（ ） 円 ①＋②＝ 円…③ ③× 1 / 3 ＝ 円…④ 千円未満切り捨て 給付希望額…④の額または 1 0 0 万円のいずれか低い額 円		
同意欄（必須） ☐ 私は、河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付規程第 8 条の規定する給付候補者の認定の取消しの要件を確認しました。 ☐ 私は、所定の手続きを行わない場合、給付候補者としての認定を取り消されたとしても異議を唱えません。 ☐ 私は、河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付規程第 1 7 条の規定に該当する場合の給付金の返還に同意します。 ☐ 私は、大学等卒業後、3 か月以内に河北町に 3 年間以上居住します。			

河北町人材育成若者定着促進事業給付金の給付を希望する理由

※下記のことを全て網羅したうえで、400～500 字程度で詳細に記載してください。

- ①大学等にどのくらいの費用がかかるか
- ②月々の生活にどのくらいの費用がかかるか
- ③部活動等をしているか
- ④アルバイトをしているか（していない場合はその理由も）
- ⑤将来の展望

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

河北町長

河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付候補者認定通知書

年 月 日付けで申請ありました河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付候補者
認定申請について、給付候補者に認定しましたので通知します。

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

河北町長

河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付候補者不認定通知書

年 月 日付けで申請ありました河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付候補者
認定申請について、給付候補者に認定されませんでしたので通知します。

年 月 日

河北町長 様

氏 名

河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付候補者認定取消猶予申請書

私は、就業先の都合等により町内に住所を有することができないので、町内に住所を有することが可能となるまでの間、給付候補者としての認定取消の猶予を申請します。

給付候補者	住所	〒
	電話番号	
	メールアドレス	
就業先の名称		
配属先	名称	
	所在地	〒
	上記での就業開始日	年 月

同意欄（□にチェックを入れてください。）

☐ 私は、河北町人材育成若者定着促進事業の趣旨を理解し、出来るだけ早期に町内に住所を有することができるよう努力します。

☐ 私は、町内に住所を有した場合、町内に住所を有した日から 1 か月以内に住民票の写しを提出します。提出しない場合、給付候補者の認定を取り消されたとしても異議を唱えません。

【添付書類】

- ☐ 給付候補者の就業条件等証明書
- ☐ 住民票の写し

年 月 日

河北町長 様

事業所所在地

事業所名称

代表者役職・氏名

印

河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付候補者の就業条件等証明書

標記事業の給付候補者について、 当社 ・ 当団体 の都合により下記のとおり配属して
いることを証明します。

記

給付候補者	ふりがな 氏名	
-------	------------	--

【給付候補者の就業条件等】

配属先の事業所	名称	
	所在地	

※配属先と実際の勤務地が異なる場合は下記に記載すること。

勤務地	名称	
	所在地	

【上記の就業条件等とした日】

年 月 日

【証明書作成者】

所属			
担当者名		電話番号	

※河北町の担当者が電話で確認する場合があります。

※押印を行わない場合、給付候補者が就労していることを証明できる書類の写しを添付してく
ださい。

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

河北町長

河北町人材育成若者定着促進事業給付金
給付候補者認定取消猶予承認通知書

年 月 日付けで申請ありました河北町人材育成若者定着促進事業給付金の給付候補者に係る認定取消の猶予について承認しましたので通知します。

年 月 日

河北町長 様

河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付対象者認定申請書

河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付規程第 1 2 条の規定により、関係書類を添付して申請します。

申請者	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	性別 ☐ 男 ☐ 女
	住所	〒 河北町	
	電話番号		
	メールアドレス		
卒業大学等	名称		
	卒業年月	年 月卒業	
給付候補者の 認定取消の猶予	☐ 受けている （ 年 月～ 年 月まで） ☐ 受けていない		
給付希望金額	卒業後 1 年目に提出した状況報告書のとおり		
同意欄（必須） ☐ 私は、河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付規程第 1 7 条の規定に該当する場合の給付金の返還に同意します。			

【添付書類】

☐ 住民票の写し

第 号
年 月 日

様

河北町長

河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付対象者認定通知書

年 月 日付けで申請ありました河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付対象者
認定申請について、給付対象者に認定しましたので通知します。

なお、河北町人材育成若者定着促進事業給付金交付申請書兼請求書を 年
月 日まで提出してください。

記

給付金額 円

様式第 9 号（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

河北町長

河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付対象者不認定通知書

年 月 日付けで申請ありました河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付対象者
認定申請について、給付対象者に認定されませんでしたので通知します。

年 月 日

河北町長 様

氏 名

河北町人材育成若者定着促進事業給付金交付申請書兼請求書

年 月 日付けで給付対象者の決定通知があった河北町人材育成若者定着促進事業給付金について、下記のように交付されるよう申請（請求）します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先口座名 金融機関 _____銀行_____支店
預金種別 普通
口座番号 No. _____
フリガナ
口座名 _____

※本人名義の銀行口座でないと振込みできません。

年 月 日

河北町長 様

河北町人材育成若者定着促進事業給付金 状況報告書

河北町人材育成若者定着促進事業給付金給付規程に基づき、次のとおり報告します。

申請者	ふりがな 氏名			
	生年月日	年 月 日	性別	☐ 男 ☐ 女
	住所	〒		
	電話番号			
	メールアドレス			

卒業後	☐ 1 年目 ☐ 2 年目 ☐ 3 年目
給付候補者の 認定取消の猶予	☐ 受けている （ 年 月～ 年 月まで） ☐ 受けていない

【卒業後 1 年目の方のみ記入】

給付希望額	①大学等入学から給付候補者申請までに負担した金額			
	入学料	円	授業料	円
	居住費	円	研修費	円
	その他（			円
	②給付候補者申請後から卒業までに負担した金額			
	入学料	円	授業料	円
	居住費	円	研修費	円
	その他（			円
	①＋②＝	円…③		
	③× 1 / 3 ＝	円…④ 千円未満切り捨て		
給付希望額…④の額または 1 0 0 万円のいずれか低い額				
円				

添付書類	【１年目】 ☐住民票又はその写し ☐大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し ☐申請後から卒業までに負担した入学料、授業料、居住費、 研修費及びその他大学に支払ったものがわかるもの 【２年目・３年目】 添付書類なし
------	--

年 月 日

河北町長 様

氏 名

河北町人材育成若者定着促進事業給付金
認定辞退申請書

年 月 日付け 第 号で通知のあった給付（候補・対象）者の認定について、下記の理由により辞退したいので、申請します。

記

辞退理由

- ☐ 大学等を給付候補者認定申請の年度内に卒業できなかったため
- ☐ 町外に居住し、町内に住所を有する見込みがないため
- ☐ その他（ ）

【記入者情報】

ふりがな			
氏名			
生年月日	年 月 日	性別	☐ 男 ☐ 女
住所	〒		
電話番号			
メールアドレス			